

3. 減免対象施設一覧表

	対 象	要 件 等	減 免 割 合		根 拠 法 令
			資 産 割	従 業 者 割	
1	教科書の出版の事業の用に供する施設	教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書の出版の事業を行う者の当該教科書の出版に係る売上金額が出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供する施設	1 / 2	1 / 2	市税規則 77-1-(1)
2	慈善興業を行う劇場等・舞台等の広大な劇場等	地方税法72条の2第8項28号に規定する演劇興行業の用に専ら供する施設で ア・国又は県、市等の振興助成に係る演劇等の上演又は慈善興業がしばしば行われ公益性を有すると認められるもの イ・定員制をとっている劇場等で、舞台、楽屋等の部分の面積が客席の部分の面積より広大なものの舞台等	1 / 2	—	市税規則 77-1-(2)
3	指定自動車教習所	道路交通法第99条第1項に規定する指定自動車教習所	1 / 2	1 / 2	市税規則 77-1-(3)
4	修学旅行用貸切バスの事業の用に供する施設	道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が、修学旅行の用に供した事務所以外の部分 ※ = $\frac{\text{当該旅行に係るバスの走行距離数の合計数}}{\text{当該事業者の本来の事業に係るバスの走行距離数の合計数}}$	※一定割合×1/2		市税規則 77-1-(4)
5	酒類卸売業の保管倉庫	酒税法第9条に規定する酒類の卸売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	1 / 2	—	市税規則 77-1-(5)
6	倉庫業者の倉庫	倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫(市内に有する当該倉庫に係る事業所床面積の合計が30,000㎡未満であるものに限る)	全 部	全 部	市税規則 77-1-(6)
7	タクシー事業用施設	地方税法第701条の41第1項の表第15号に掲げる施設(市内に有するタクシーの台数が250台以下である者に係る施設に限る)	全 部	全 部	市税規則 77-1-(7)

8	農林中央金庫	農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全 部	全 部	市税規則 77-1-(8)
9	農業協同組合等の共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合若しくは森林組合又はこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設(地方税法第701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれに類する施設を除く)	全 部	全 部	市税規則 77-1-(9)
10	ビルメンテナンス事業の用に供する施設	ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者で本来の事業の用に従事する者	—	全 部	市税規則 77-1-(10)
11	列車内の食堂、売店の事業の用に供する施設	列車内において食堂及び売店の事業を行う者で本来の事業の用に従事する者	—	1 / 2	市税規則 77-1-(11)
12	果実飲料等の保管倉庫	果実飲料の日本農林規格第1条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫(延べ面積が3,000㎡以下であるものに限る)	1 / 2	—	市税規則 77-1-(12)
13	古紙回収事業の用に供する施設	古紙の回収事業を行う者が当該事業の用に供する施設	1 / 2	—	市税規則 77-1-(13)
14	家具保管用施設	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設	1 / 2	—	市税規則 77-1-(14)
15	繊維の保管の用に供する施設	ねん糸・かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管の用に供する施設	1 / 2	—	市税規則 77-1-(15)
16	漬物の製造の用に供する施設	野菜又は果実(梅に限る)の漬物の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で、包装、瓶詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外のもの	3 / 4	—	市税規則 77-1-(16)
17	粘土かわら製造業の用に供する施設	粘土かわら製造業の用に供する施設のうち、原料置場、乾燥場(成形場、施釉場を含む)及び製品倉庫	1 / 2	—	市税規則 77-1-(17)
18	藺製品の保管の用に供する施設	藺(い)製品の製造を行う者が、原材料又は製品の保管の用に供する施設(藺製品と併せ製造するポリプロピレン製花筵に係るものを含む)	1 / 2	—	市税規則 77-1-(18)